高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年７月 11 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶㉓のうち、ヨを次のとおり改める。

ヨ　こらんしょ福島パス

(ｲ)　割引をする自動車

(ﾊ)に定める期間のうち連続する最大２日間に、(ﾆ)(a)に定めるインターチェンジから(ﾆ)(d)に定めるインターチェンジまで往復し、(ﾆ)(d)に定めるインターチェンジ相互間を通行(以下「首都圏発着型」という。)、(ﾆ)(b)に定めるインターチェンジから(ﾆ)(d)に定めるインターチェンジまで往復し、(ﾆ)(d)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「北関東発着型」という。）または(ﾆ)(c)に定めるインターチェンジから(ﾆ)(d)に定めるインターチェンジ若しくは常磐自動車道の山元インターチェンジまで往復し、(ﾆ)(d)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「仙台発着型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

(ﾛ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料　金　の　合　計　額		
	首都圏発着型	北関東発着型	仙台発着型
軽自動車等	5,500円	4,400円	3,900円
普　通　車	7,000円	5,500円	4,900円

(ﾊ)　実施する期間

平成25年７月12日から同年９月２日まで。ただし、平成25年８月９日から同年８月19日までを除く。

(ﾆ)　適用インターチェンジ

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから館林インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから石岡小美玉スマートインターチェンジまで、首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の白岡菖蒲インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで及び首都圏中央連絡自動車道(つくば市から稲敷市まで)のつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(b)　北関東発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで、常磐自動車道の岩間インターチェンジから北茨城インターチェンジまで、北関東自動車道の足利インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジ並びに東水戸道路の全インターチェンジ。

(c)　仙台発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の白石インターチェンジから大和インターチェンジまで、山形自動車道の村田ジャンクションから笹谷インターチェンジまで及び常磐自動車道の山元インターチェンジから亘理インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに仙台東部道路、仙台南部道路、仙台北部道路及び仙塩道路の全インターチェンジ。

(d)　周遊エリア

東北自動車道の白河インターチェンジから国見インターチェンジまで、磐越自動車道のいわき三和インターチェンジから西会津インターチェンジまで及び常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから広野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(ﾎ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

別表３のうち、

「道央自動車道（大沼公園・札幌南間、札幌・土別剣淵間）

	千歳
苫小牧東	11.9

」を

「道央自動車道（大沼公園・札幌南間、札幌・土別剣淵間）

		千歳
	新千歳空港	4.0
苫小牧東	7.9	11.9

」に、

「関越自動車道（練馬・長岡間）

	東松山
鶴ヶ島	9.8

」を

「関越自動車道（練馬・長岡間）

		東松山
	坂戸西スマート	6.9
鶴ヶ島	2.9	9.8

」に、

「東関東自動車道（湾岸市川・潮来間、茨城空港北・茨城町ジャンクション間）

	湾岸習志野
湾岸市川	7.9

」を

「東関東自動車道（湾岸市川・潮来間、茨城空港北・茨城町ジャンクション間）

		湾岸習志野
	谷津船橋	—
湾岸市川	5.5	7.9

」に改める。